

お子さまの新たな学校生活が始まるタイミングでぜひ加入をご検討ください

東海大学付属相模高等学校

東海大学団体総合補償制度

(団体総合生活保険)



学校生活（学内外）を安心して過ごすために

東海大学団体総合補償制度は、お子さまの学校生活を総合的にサポートします。

ケガをして
入院や手術を
した



自転車を運転中に
事故をし、他人に
ケガをさせてしまった

自転車条例にも対応！



学校から借りて
いるタブレットを
壊してしまった

通信モデルもOK！



扶養者ががんで働け
なくなり、お子様の
習い事の費用を
払えなくなった



事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！

※個人賠償責任に関するサービスとなります。

扶養者に万が一のときの育英費用も補償

申込締切日

2026年3月31日(火)

団体割引適用

スマートフォン・PCから簡単にお申込みいただけます。

申込みはWebで
簡単5分

P.3掲載の二次元コード・URLから
詳細をご確認ください。

20
%

※必ず申込締切日までにお手続きください。
●2026年4月1日以降にお申込みの場合は、二次元コード・URLが異なりますのでご注意ください。
●2026年4月1日以降にお申込みされる方は中途加入となり、翌月1日午前0時からの補償開始となります。
※退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、代理店まで
お問い合わせください(返金できない場合もございます。)。

この保険は、学校法人東海大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保
険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人東海大学が有します。

学校生活にはこんなリスクが！東海大学団体総合補償制度が

自転車通学中に：

事故事例

国内示談交渉サービス付き

実額

支払額

440万円

個人賠償責任で補償

遅刻しそうだったため、急いで自転車を漕いでいたら、曲がり角で歩行者に衝突した。ケガを負わせてしまい、賠償金を支払わなければならなくなってしまった

活動範囲が急激に広がるため、誰かに迷惑をかけてしまうリスクが高まります。

部活動をはじめて：

事故事例

メディカルアシスト付

支払額

日数分・プレミアムプランの場合

通院保険金で補償

21,000円

生活環境が変化し、行動の幅が広がり、部活動でのケガのリスクが高まります。

補償ラインナップ(基本補償)

重要

お子さまの他人への
損害賠償責任を補償

個人賠償責任

個人賠償責任

示談交渉サービス

例えば……自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき

国内外でお子さまが偶然な事故により他人にケガをさせたり、他の物を壊してしまったときや、国内外でお子さまが他人から借りた物や預かったもの(受託品^{※1})を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※ 自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

傷害

細菌性食中毒・ 熱中症も対象

地震・噴火・津波 も対象

例えば……交通事故に遭い、入院してしまったとき

国内外において、お子さまが「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症になった場合に下記の保険金をお支払いします。

◆ 死亡・後遺障害保険金

ケガや熱中症で死亡されたり後遺障害が生じたときに保険金をお支払いします。

◆ 入院・手術保険金

ケガや熱中症で入院^{※1}や手術^{※2}をしたときに保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院についてはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。

◆ 通院保険金

ケガや熱中症で通院^{※1}をしたときに保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の通院についてはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

特定感染症も対象

例えば……特定感染症を発病し、入院したとき

国内外を問わずお子さまが特定感染症を発病し、①後遺障害が生じたとき、②入院されたとき、③通院されたときに保険金をお支払いします。

※保険開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症は補償の対象となりません。

※特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご参照ください。

病気

例えば……盲腸で入院したとき

◆ 入院手術医療保険金

お子さまが病気で2日以上入院^{※1}したり手術^{※2}や放射線治療^{※3}を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 1回の入院について60日を限度とします。

*2 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして^{※4}2種類以上の手術を受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいいます。

お子さまの“万が一”を手厚くサポートします！

学校生活をはじめて…



事故事例

ストーカーが家に押し掛けてきた。
弁護士に相談するとともに、
カウンセリングを受けた。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル付

実額・プレミアムプランの場合

支払額

弁護士相談費用 **59万円**

カウンセリング費用 **7万円**

弁護士費用とトラブル対策費用で補償
SNS誹謗中傷・ストーカー・痴漢被害等の
トラブルに巻き込まれてしまった際に、
1人で抱え込まない環境が大切です。

学校生活をはじめて…



事故事例

新型コロナウイルス
感染症の症状が深刻化し、
3日入院した。

支払額

入院医療保険金

年度ごとの限度額
(プレミアムプランの場合)

3,000円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合は二次元コードより「補償の概要等」を必ずご確認ください。

借家人賠償責任

一人暮らし限定

例えば……ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき

国内でお子さまが火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。



扶養者の万が一のとき お子さまの教育費用を補償

育英費用

育英費用

地震・噴火・津波
も対象

例えば……扶養者を事故で亡くし、授業料を払えなくなったとき

国内外で扶養者がケガや熱中症によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

◆ 育英費用保険金（ケガや熱中症） 育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

お子さまの トラブルを補償

弁護士費用等

トラブル対策費用

生活用動産

弁護士費用等(人格権侵害等)

トラブル対策費用

例えば……SNS上で誹謗中傷被害を受け、どう対処すべきか弁護士に相談したい

国内において、お子さまが急激かつ偶然な外來の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{*1}・ストーカー行為・いじめ^{*2}・嫌がらせ^{*3}等により精神的苦痛を被った場合^{*4}に、法律相談や相手との交渉等を依頼するための弁護士費用や防犯対策・カウンセリング^{*5}をする費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

*5 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー（スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。）によるカウンセリングに限ります。

生活用動産

一人暮らし限定

例えば……
空き巣が入り、家財が盗難にあったとき

国内でお子さまが所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。（免責金額（自己負担額）：5,000円）

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

※サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券、定期券、貴金属、宝石、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

※補償内容はご加入タイプによって異なります。詳細は補償プラン（保険金額・保険料表）のページをご確認ください。

補償プラン（保険金額・保険料表）

二次元コード
でのお申込み

2026年3月31日までに
お手続きいただく場合
[http://ezoo.jp/ds2/
A011445000092604](http://ezoo.jp/ds2/A011445000092604)



2026年4月1日以降に
お手続きいただく場合
[http://ezoo.jp/ds5/
A0114450000926042511](http://ezoo.jp/ds5/A0114450000926042511)



【保険期間】3年間

団体割引20%適用		プレミアムプラン (A1タイプ)	スタンダードプラン (B1タイプ)	ミニマムプラン (C1タイプ)	
保険料3年間分(一時払)		41,950円	28,860円	23,850円	
保 險 金 額	個人賠償責任 (記録情報限度額500万円)	1事故 国内:無制限 国外:1億円			
	死亡・後遺障害	300万円	200万円	150万円	
	入院保険金日額 ^{*1}	3,000円	2,000円	2,000円	
	通院保険金日額	1,500円	1,000円	1,000円	
	入院・手術医療 入院医療保険金日額 ^{*2}	1,000円	1,000円	—	
	育英費用	80万円	80万円	—	
	弁護士費用等(人格権侵害等)	300万円	—	—	
	トラブル対策費用	20万円	—	—	

下宿生向け

以下の補償を追加したタイプをご用意しております。



保 險 金 額	借家人賠償責任	500万円	500万円	500万円
	生活用動産 (免責金額(自己負担額):5,000円)	100万円	100万円	100万円
	《下宿生向け》加入タイプ	A2タイプ	B2タイプ	C2タイプ
	保険料3年間分(一時払)	50,530円	37,440円	32,430円

*すべてのタイプに「細菌性食中毒等補償特約」「特定感染症危険補償特約」、A1・A2・B1・B2タイプに「天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)」、C1・C2タイプに「天災危険補償特約(傷害用)」がセットされています。

*保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)、トラブル対策費用がセットされたタイプに変更することはできません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*3 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

保険期間

2026年4月1日午前0時から 2029年4月1日午後4時まで

保険の対象となる方（被保険者）

【「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方】

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入できる方は、東海大学付属校に在籍する生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます。）となります。

【保険の対象となる方（被保険者）の範囲】

「保険の対象となる方（被保険者）」は、以下の場合を除きご本人*1のみとなります。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。）。

※借家人賠償責任については、ご本人*1が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（ご本人*1の配偶者または親族に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（ご本人*1に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書に記入もしくはweb手続きサイトの「被保険者の扶養者」欄に入力してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。）かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

*2 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます

重要事項説明書・補償の概要等

- 重要事項説明書・補償の概要等には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認いただくことが重要です。
- 重要事項説明書・補償の概要等の内容については、右の二次元コードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・補償の概要等よりご確認ください。（重要事項説明書・補償の概要等は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）
URL:https://tokai-wing.jp/wp-content/uploads/2025/12/Tokai_univ_fuzoku_jitaku-gai20_dantaisougou_electronicdelivery_2026doc.pdf
- 重要事項説明書・補償の概要等の書面をご希望の方は裏表紙記載の代理店までご連絡ください。



メディカルアシスト 24時間365日対応

自動
セット

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、
お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先で急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談



自動
セット

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、
お電話にて提携の弁護士が相談に応じます。

ストーカー被害
SNSで誹謗中傷どうしたら…

いじめ・嫌がらせ等に
関する相談サービス

痴漢と間違われた
痴漢に遭った どうしたら…

痴漢被害・冤罪に関する
緊急相談サービス



※サービスの詳細は、下記「付帯サービスのご案内」をご参照ください。

付帯サービスのご案内

URL

https://tokai-wing.jp/wp-content/uploads/2025/12/Tokai_univfuzoku_dantaihosyo_electronicdelivery_2026service-guide.pdf

詳細は上記URL・二次元コードからの
アクセス先に掲載されています。



このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

Web加入

1 手続きサイトへのアクセス

2026年3月31日までにお手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds2/
A011445000092604](http://ezoo.jp/ds2/A011445000092604)



2026年4月1日以降にお手続きいただく場合

[http://ezoo.jp/ds5/
A0114450000926042511](http://ezoo.jp/ds5/A0114450000926042511)



2 加入対象者の契約情報等の入力

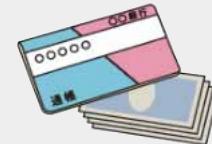
被保険者情報、加入者情報、扶養者情報、加入タイプ、告知事項等を入力します。

*個人情報は保険業法施行規則に従い、適切に管理しております。



3 口座情報の入力

保険手続き完了後、保険料口座登録画面に進みます。
4月1日加入の場合、保険料の引落日は6月29日(月)となります。通帳記帳名はNSトウカイウイングです。



4 4月以降順次 加入者票の受領

加入者票が未着でも補償開始日以降の事故は補償されます。
加入者票到着までは申込完了メールを保存してください。



*郵便局でのお申込みをご希望の方は代理店へご連絡ください

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院・手術医療保険金支払特約に係る保険料が生命保険料控除*1(介護医療用)の対象となります。控除証明書が必要となる場合はお手数ですがお問い合わせ先記載の引受け保険会社営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)

*1 生命保険料控除制度の詳しい内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

24時間
365日
受付

保険金請求のご案内

事故が発生した場合は「事故受付センター」へお電話ください。

- ①事故の日時・場所・被害者名・事故状況・加入者証券番号等をお知らせください。
- ②お手元に保険金請求書が届きますので、指定箇所にご記入、入院・通院等終了後返送いただきます。
- ③ご指定口座に保険金をお振込みします。



©東京海上日動

事故受付センター（東京海上日動安心110番）TEL:0120-720-110（受付時間：24時間365日）

*スマートフォンによる事故受付も可能です。加入者票に表示している二次元コードから事故受付専用サイトにアクセスのうえご利用ください。
なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償および携行品補償の保険金のご請求を対象としています。

《お問い合わせ先・事故時の連絡先》

代理店 東海ワイング株式会社

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中141-1
TEL.0463-97-4141
(受付時間:平日午前9時～午後5時)



【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4133 (受付時間:平日午前9時～午後5時)

<2025年10月1日以降始期契約用>
2025年12月作成 25TX-004329

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。



傷害補償（こども傷害補償）

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償（こども傷害補償）におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償 基本 特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p>*1 「天災危険補償特約（傷害用）」または「天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</p>
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※ 入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。</p> <p>※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブシヤーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帶、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 <p>▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。</p> <p>※特定感染症とは…</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症</p> <p>・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症</p> <p>・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）</p> <p>等</p> <p>*1 「天災危険補償特約（傷害用）」または「天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用用）」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。</p>
入院・手術医療保険金支払特約	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合</p> <p>▶入院医療保険金日額に入院*1した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気（医学上重要な関係がある病気を含みます。）による入院*2について、60日を限度とします。</p> <p>※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*3に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気</p> <p>・アルコール依存および薬物依存</p> <p>・先天性疾患</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点での既に被っている病気*2</p> <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p>
手術医療保険金	<p>保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院*3中の手術：入院医療保険金日額の10倍 ・入院*3中以外の手術：入院医療保険金日額の5倍 ・放射線治療：入院医療保険金日額の10倍 <p>※上記にかかわらず、傷害補償基本特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*5 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>*3 介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。</p> <p>*5 「時期を同じくして」とは、「手術室に入つてから出るまで」をいいます。</p>	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約	<p>扶養者*1 がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態*1</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態（その方が受け取るべき金額部分）</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者に対する外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガによる扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p> <p>等</p> <p>*1 「天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態に対しても保険金をお支払いします。</p>



賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
<p>個人賠償責任補償特約 + 個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約 + 本人のみ補償特約 (個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約用)</p> <p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none">■ 保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合■ 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合■ 保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合■ 保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶ 1 事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品</p> <p>等</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <ul style="list-style-type: none">■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害■ 受託品の電気的または機械的事故■ 受託品の置き忘れまたは紛失*4■ 証欺または横領■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>	

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人 補償特約の任 一部 変更に+ 関する 特約 責任	<p>国内における保険の対象となる方ご本人の借用戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借用戸室をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>等</p>

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用動産特約+ 住宅外等追加補償特約	<p>国内において、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて（保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに）保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 <p>等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）+本人のみ補償特約（弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）用）	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外來の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 <p>▶ 1つの原因事故*6について300万円を限度に保険金をお支払います*7。</p> <p>※弁護士等*8への委任や弁護士等*9への法律相談および弁護士等*9への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*10、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事實を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 弁護士等*8への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*8 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*9 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくははいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等が賠償義務者*5である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 <p>等</p> <p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
トラブル対策費用補償特約	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 ■ 保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、いじめ*5または嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合 <p>▶ 1つの原因事故*6について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*7、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く）に在籍する児童または生徒が対象となります。</p> <p>*6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*8を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくははいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4 ・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4 ・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*6である場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。</p> <p>①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>

重要事項説明書[契約概要・注意喚起情報のご説明] 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。
この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください＊2。

- 個人賠償責任補償特約
- 借家人賠償責任補償特約
- 携行品特約
- 住宅内生活用動産特約
- ホールインワン・アルバロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約
- 弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）
- トラブル対策費用補償特約
- 葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用）
- がん葬祭費用補償特約
- 育英費用補償特約
- 学業費用補償特約
- 疾病による学業費用補償特約
- 教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額＊1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額＊1の増額等はできません。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額＊1は、平均月間所得額＊2以下（平均月間所得額＊2の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額＊3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊4の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



（金融庁ホームページ）

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただけますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することができますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えは、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項



1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名 基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	-	-	★	★	★*3	-
職業・職務*4	-	☆	-	-	-	-
健康状態告知*5	-	★	★	★	★	-

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）]

① 告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にものなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合は介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思*8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

② 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③ 告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することができます*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることができます。）。

*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④ 告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





3 保険金受取人

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払します。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額＊1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得＊2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかる得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをおいします。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかる得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをおいします。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいたから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少くなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することができます。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となつた病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額×1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することができます。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取り扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なっています。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかつたときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかつたとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は、補償内容ごとに下表のとおりになります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項



- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことからが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

6 事故が起ったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに〈介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に〉《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があつたことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等	指定紛争解決機関
<p>東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。</p>	<p>一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター</p> <p>東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。</p> <p>東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）</p> <p> 0570-022808 通話料有料 IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)</p>

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参考ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- | | |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額（自己負担額） |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？	<input type="radio"/>	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか？	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

*サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

*サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時

・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお答えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間 :
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時

・税務相談 : 午後 2時～午後4時

・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時

・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお答えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係ご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係ご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮
らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為

・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

自動セット

受付時間：

〔
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く〕

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：

午前10時～午後6時

0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／

午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。